主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人横堀晃夫の上告趣意第一点は、上告理由を刑訴法四〇五条所定の場合に限ったことを理由に違憲(三七条違反)をいうが、当裁判所昭和二三年三月一〇日大法廷判決(刑集二巻三号一七五頁)の趣旨によれば、所論の理由のないこと明らかであり、同第二点は量刑不当の主張であつて適法な上告理由にあたらず、弁護人鈴木市五郎の上告趣意は、量刑不当の主張であつて適法な上告理由にあたらない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和四四年一〇月一七日

最高裁判所第二小法廷

介	之	浅	鹿	草	裁判長裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官